

京都市告示第131号

平成26年3月31日京都市告示第573号（京都市建築基準法施行細則第19条の5に基づく排煙設備に関するものの指定）の一部を次のように改めます。

平成27年4月21日

京都市長 門川 大作

柱書き中「第1436号第4号ハ」を「第1436号第4号ニ」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)